平 24 福個答申第 2 号 平成 24 年 5 月 16 日

福岡市長 髙島 宗一郎 様 (市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会会長福山道義 (総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する異議申立て について(答申)

福岡市個人情報保護条例(平成 17 年福岡市条例第 103 号)第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 5 月 27 日付け市区第 200-1 号及び平成 23 年 9 月 21 日付け市区第 521 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

1 諮問第63号

「1. 昭和 46 年作成『住居表示新旧対照簿』からの平成 11 年電算機入力データ (紙出力分も含む。)のうち、請求時添付資料別紙A①及び④。2. 平成 11 年作成 『住居表示新旧対照簿』のうち、請求時添付資料別紙A②のうち、備考欄における H21.2.17 訂正理由削除及び『a-b』分全部の削除。3. 平成 11 年作成『住居表示新旧対照簿』(閲覧用)のうち、請求時添付資料別紙A③のうち、備考欄における H21.2.17 訂正理由削除及び『a-b』分全部の削除。」の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

2 諮問第64号

「1. 平成 11 年作成『住居表示新旧対照簿』のうち、請求時添付資料別紙1の箇所。 2. 平成 11 年作成『住居表示新旧対照簿』(閲覧用)のうち、請求時添付資料別紙1 の箇所。」の訂正拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

第1 審議会の結論

1 諮問第63号

平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿,住居表示新旧対照簿(閲覧用)及び電算入力一時作業用データに記録された,異議申立人及びその亡父母に関する保有個人情報(以下「本件個人情報1」という。)について,福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った訂正拒否決定処分(以下「本件処分1」という。)は妥当である。

2 諮問第64号

平成11年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)に記録された,異議申立人及びその亡父母に関する保有個人情報(以下「本件個人情報2」という。また,本件個人情報1と併せて「本件個人情報」という。)について,実施機関が行った訂正拒否決定処分(以下「本件処分2」という。)は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報 に係る本件処分1及び本件処分2の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 諮問第 63 号
 - ① 平成23年3月7日, 異議申立人は, 実施機関に対し, 福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。)第33条第1項の規定に基づき, 訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として, 次のアの資料を提出し, 本件個人情報1を次のイからエまでのように訂正するよう請求を行った。

ア 訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として提出されたもの

- (ア) 昭和46年作成の住居表示新旧対照簿の写し
- (4) 昭和46年作成の住居表示旧新対照簿の写し
- (ウ) 昭和46年作成の旧新町名地番対照簿の写し
- (エ) 平成11年作成の住居表示新旧対照簿の写し
- (オ) 平成11年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)の写し
- (カ) 市民局総務部区政課が保管する電算入力一時作業用データから出力したも のの写し

イ 平成11年作成の住居表示新旧対照簿について

- (ア) 備考欄の「H21.2.17 区政課からの訂正依頼に基づき訂正」を削除。
- (イ) A町a番b号の欄を全部削除。

- ウ 平成11年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)について
 - (ア) 備考欄の「H18.2.13 西新法務局の旧字図で確認修正」を削除。
 - (イ) A町a番b号の欄を全部削除。
- エ 電算入力一時作業用データについて
 - (ア) 大字B町dの行のうち,「f」を「a-c」に訂正。
 - (イ) 大字B町dの行に「●●商店」を追加。
 - (ウ) 大字B町dの行に係る「HC」を「ADGS」に訂正。
 - (I) 亡母の氏名 $[lackbox{} lac$
 - (t) 大字B町eの行のうち、●●商店に係る行を全部削除。
 - (カ) 大字B町 e の行のうち,フリガナが付いた亡父の氏名「●●□□□」に係る行を全部削除。
- ② 平成 23 年 4 月 5 日, 実施機関は,本件個人情報 1 のうち,平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)については正確であり訂正請求には理由がない,電算入力一時作業用データについては平成 11 年にすでに利用目的を達成している情報であるため訂正を必要としない,として本件処分 1 を行い,その旨を異議申立人に通知した。
- ③ 平成 23 年 4 月 28 日, 異議申立人は,本件処分 1 を不服として,実施機関に対して異議申立てを行った。
- (2) 諮問第 64 号
 - ① 平成23年6月13日, 異議申立人は, 実施機関に対し, 条例第33条第1項の規定に基づき, 訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として, 次のアの資料を提出し, 本件個人情報2を次のイからウまでのように訂正するよう請求を行った。
 - ア 訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として提出されたもの
 - (ア) 平成11年作成の住居表示新旧対照簿の写し
 - (イ) 平成11年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)の写し
 - イ 平成11年作成の住居表示新旧対照簿について
 - (ア) A町 a 番 c 号の欄のうち, ●●商店と記載された欄の旧住所の地番を「e | から「d | に訂正。
 - ウ 平成11年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)について
 - (ア) A町a番c号の欄のうち、●●商店と記載された欄に相当する欄の旧住所の地番を「e」から「d」に訂正。
 - ② 平成23年7月11日, 実施機関は, 本件個人情報2は正確であり訂正請求に

は理由がない、として本件処分2を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 23 年 8 月 24 日, 異議申立人は,本件処分 2 を不服として,実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成24年2月15日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分1及び本件処分2に関して、おおむね次のように主張している。

- (1) 諮問第63号
- ① 異議申立人及び亡父母が住んでいた家(以下「実家」という。)の旧住所あるいは所在地は、大字B町e番地であり、実家には、昭和46年の住居表示実施によって基礎番号に従って正しく住居番号b号が付けられた。また、実家から30mほど南にある亡父所有の店舗併用住宅である●●商店の旧住所あるいは所在地は、大字B町d番地であり、●●商店には、基礎番号に従って正しく住居番号c号が付けられた。

しかし、この住居表示が実施された当時の市役所職員は、実家の新住所をA町 a 番 b 号とするべきところを、A町 a 番 c 号とした。

② 昭和 46 年作成の手書きの住居表示新旧対照簿が平成 11 年に電算化された。その際に亡父に関するデータとして、フリガナが付いた●●□□□とフリガナが付いていない●●□□□が設定された。電算機においてこれらは別々のデータで、フリガナが付いた●●□□□のデータはねつ造であり、極めて重大である。そして、亡父に関する建物が、住居番号 c 号の●●□□□、住居番号 c 号の●●商店、住居番号 b 号のフリガナが付いた●●□□□の3軒になった。住居番号 c 号が2つあることから、建物が2軒あるように見える。また、住居番号 b 号の建物は、借り手のいない住宅のようにされている。

手書きの住居表示新旧対照簿が電算化されたからといって、建物の数が異なることは異常である。これは、フリガナが付いた●●□□□が利用されたものであり、昭和 46 年当時の職員の改ざんを隠ぺいするためにねつ造されたものである。

このため、住居表示新旧対照簿、住居表示新旧対照簿(閲覧用)及び電算入力一時作業用データのうち、ねつ造された、住居番号 b 号のフリガナが付いた ●●□□□の欄をすべて削除すべきである。

③ 平成 11 年に住居表示新旧対照簿を電算化する際に委託業者が作成した電算入力一時作業用データは、住居表示新旧対照簿をはじめ各書類の電磁的記録で生かされていることから、実施機関が主張する、現在は一切利用していない、ということにはならない。

また、このデータは非常に重要である。旧の欄が大字B町の地番の順番どお

りにきちんと並んでいる。訂正請求のとおりに訂正すれば昭和 46 年に作成されたものと同じようなかたちになる。

④ 平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿の備考欄における「H21.2.17 区政課からの訂正依頼に基づき訂正」部分の削除,及び平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)の備考欄における「H18.2.13 西新法務局の旧字図で確認修正」部分の削除の請求に対する,実施機関の削除拒否は了承する。

なお,実施機関は,平成23年4月5日付けの保有個人情報訂正拒否決定通知書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄において,住居表示新旧対照簿(閲覧用)の訂正請求内容を「H21.2.17 訂正理由削除」と記載しているが,「H18.2.13 訂正理由削除」の間違いである。

(2) 諮問第64号

- ① 平成23年3月7日の保有個人情報訂正請求において,異議申立人は,異議申立人及び亡父母の氏名が記載された欄における旧住所の地番について, dから e に訂正するよう請求したが,請求していない●●商店と記載された欄における旧住所の地番までもdからeに訂正された。そのことは不当であり, dに戻すよう平成23年6月13日に保有個人情報の訂正請求を行ったが,実施機関は訂正を拒否した。
- ② 元々は、平成 18 年に、市民局総務部区政課の職員が、旧字図に基づいて、● ●商店と記載された欄における旧住所の地番を e から d に訂正したものである。 平成 18 年に正しく訂正され、異議申立人も正しいとしている保有個人情報を、 現在の職員が元に戻すことは不正行為である。
- ③ 昭和 46 年の住居表示の実施にあたって、実施機関は、旧字図を手に建物の調査を行い、住居番号を付けていることから、亡父等の申請に基づき A町 a 番 c 号の旧住所の地番が e になっているという実施機関の主張はおかしい。異議申立人は、d の土地に建つ建物に対して、基礎番号を基にして住居番号 c 号が付けられたと解釈することが正常であると判断している。
- ④ 異議申立人は、保有個人情報訂正請求書に、「別紙 I」(ローマ数字)と記載していたが、保有個人情報訂正拒否決定通知書において、「別紙 1」(アラビア数字)と書き間違えられている。誤記を避けるべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 24 年 1 月 25 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分 1 及び本件処分 2 に関して、おおむね次のように主張している。

(1) 諮問第63号

① 住居表示新旧対照簿は、住居表示を実施する際に作成するものであり、法令に基づく登記、登録、許可事項等に係る住所変更手続きの変更証明資料とする

ため, 作成を義務づけられているものである。

- ② 本件個人情報1の平成11年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)は、昭和46年に異議申立人及びその亡父母が居住していた大字B町地区の住居表示を実施した時に作成した手書きの住居表示新旧対照簿の劣化が激しくなったため、作成し直したものである。
- ③ 平成 11 年作成の電算入力一時作業用データは、昭和 46 年作成の住居表示新旧対照簿を作成し直すために、委託業者が昭和 46 年作成の住居表示新旧対照簿の情報をデータ化したものであり、そのデータを加工して住居表示新旧対照簿を作成した。
- ④ 実施機関は、住居表示実施時に、実態調査を行い、隣接する複数の住宅を所有 している場合には、居住者に生活の拠点がどこにあるのかを調査し、居住者の申 し出に従って住所を設定している。
- ⑤ 実施機関は、異議申立人及びその亡父母の住所を大字B町eからA町a番c号にした経緯等のわかる、昭和46年の実態調査等の関係書類をすでに処分しているが、現在も引き続き居住している異議申立人の姉に経緯について確認したところ、亡父は、住居表示実施時に、A町a番c号とA町a番b号の二軒の家を所有し、郵便の受取等に便利であるという理由で、A町a番c号を住所として選択しており、現在も住所はA町a番c号で間違いない、とのことだった。また、当時、異議申立人及びその亡父母は、A町a番c号に住民票を置いていることから、住所が、A町a番c号であったことは間違いないと思われる。
- ⑥ 異議申立人は、異議申立人及びその亡父母の住所がA町a番b号からA町a番c号に改ざんされたが、今さら正しい住所に変更することは無理があるとして、A町a番b号の欄を削除するよう請求しているが、その主張には根拠がなく、住居表示新旧対照簿に記載されたA町a番b号の欄の情報は事実を記載しているため、削除する必要がない。
- ⑦ また, 備考欄における H21.2.17 及び H18.2.13 の訂正理由の削除請求についても, 訂正理由の記載は事実を記載しており, 削除する必要がない。
- ⑧ 平成 11 年作成の電算入力一時作業用データは、住居表示新旧対照簿を作成した時点で保有個人情報の利用目的は達成しており、現在は一切利用していない。本来、廃棄処分してもよいものであったが、異議申立人がその訂正を要求していることもあり、現在まで保存している。

よって,条例第 35 条の「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成 に必要な範囲内で,当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」に基づ き,すでに利用目的を達成している情報であるため,訂正を必要としない。 ⑨ 以上のことから、異議申立人の主張には根拠がなく、本件処分1は妥当である。

(2) 諮問第64号

- ① 実施機関は、平成 18 年に、平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)に記載されたA町 a 番 c 号の旧住所の地番を e から d に訂正するよう異議申立人から申し入れを受け、旧字図で確認すると、A町 a 番 c 号の建物にあたる土地の地番は、d であり、訂正しても特に影響がないと判断し、申し入れのとおり、平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿(閲覧用)を平成 18 年 2 月 13 日に訂正し、平成 11 年作成の住居表示新旧対照簿を平成 21 年 2 月 17 日に訂正した。また、その際、A町 a 番 c 号の欄は、異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄と、●●商店と記載された欄との2欄になっているが、これらは同じ住所であり、それに対応する旧住所も当然同じであるため、2 欄とも地番を e から d に訂正した。
- ② その後,平成23年3月7日に異議申立人から,異議申立人の申し入れによって訂正した,平成11年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)に記載されたA町a番c号の欄のうち,異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄の旧住所の地番を, dからeに訂正するよう訂正請求が行われた。
- ③ 本来, A町a番c号の欄の旧住所の地番はeで正しかったため, 平成23年4月5日付けで, 異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄の地番について, dからeに訂正する旨の保有個人情報訂正決定を行った。そして, これと同時に,同住所である●●商店と記載された欄の地番もdからeに訂正した。
- ④ さらにその後、平成23年6月13日に、異議申立人から、平成11年作成の住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)のA町a番c号の欄のうち、異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄はeでよいが、●●商店と記載された欄はdとするよう保有個人情報の訂正請求が行われた。しかし、A町a番c号の、異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄と●●商店と記載された欄は、同じ住所について記載した欄であり、それに対応する旧住所も当然同じであり、異議申立人の主張は何ら根拠がないため、本件処分2を行った。
- ⑤ なお、保有個人情報訂正拒否決定通知書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」に、「別紙 I」(ローマ数字)と記載すべきところを「別紙 1」(アラビア数字)と記載したが、「別紙 1」(アラビア数字)との記載でも書類の特定等に何ら影響を及ぼさないものであり、本件処分 2 に変更を生じるものではない。

第4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は、諮問第63号と諮問第64号が一連の事案であることから、これらを併せて次のとおり判断する。

- 1 本件個人情報について
 - (1) 本件個人情報は、昭和 46 年に実施機関が大字B町地区の住居表示を実施した際に作成した住居表示新旧対照簿の劣化に伴い、実施機関が平成 11 年に作成し直した、住居表示新旧対照簿、住居表示新旧対照簿(閲覧用)及び委託業者が昭和 46 年作成の住居表示新旧対照簿の情報をデータ化した電算入力一時作業用データのうち、異議申立人及びその亡父母に関する情報である。
 - (2) 住居表示新旧対照簿は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示を実施する際に作成されるものである。また、福岡市住居表示実施要綱及び福岡市住居表示維持管理要領の規定により、法令に基づく登記、登録、許可事項等にかかる住所変更手続きのための変更証明資料となるものであり、公簿更正、証明等のための氏名有りのものと閲覧用の氏名無しのものの二通り保管しなければならないとされている。なお、住居表示新旧対照簿は、新住所の町名及び番号(街区符号-住居番号)、旧住所の町名及び地番、世帯主氏名、同居人、備考等で構成されている。
- 2 本件個人情報の訂正・非訂正の決定について
 - (1) 保有個人情報の訂正請求は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するためのものであり、誤った個人情報が利用され、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するための重要な制度であり、条例第 33 条第1項において、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を求める内容が事実であることを説明する資料を提示して、訂正を請求することができると定められている。
 - (2) また,条例第35条において,実施機関は,当該訂正請求に理由があると認めるときは,当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で,当該保有個人情報の訂正をしなければならないと定められている。
 - (3) 訂正は,保有個人情報の内容が事実でない場合に行われるものであり,訂正請求の対象は,客観的な事実,例えば,住所,氏名,性別,生年月日等,その性質上正しいかどうかを客観的に判断することができる情報をいい,主観的要素を含む評価・判断には及ばない。また,訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして,訂正の必要がないときは,訂正をする義務はない。
 - (4) 異議申立人は、住居表示新旧対照簿及び住居表示新旧対照簿(閲覧用)(以下「新旧対照簿」という。)について、A町a番b号の欄を全部削除するよう請求している。この欄を全部削除するということは、住居番号b号を付けられた建物その他の工作物の存在自体を否定することとなるが、昭和46年に大字B町地

区の住居表示を実施した当時,住居番号を b 号とする当該建物が存在していたことは異議申立人も認めているところであり,当審議会において,保有個人情報訂正請求書,異議申立書,反論意見書及びその他異議申立人から提出された資料を確認したが,この欄を全部削除しなければならない根拠を認めることができない。

- (5) 新旧対照簿のA町a番c号の欄のうち、●●商店と記載された欄の旧住所の地番をeからdに訂正することについては、異議申立人は、旧字図の土地の地番がdであることを理由に訂正請求しているが、新旧対照簿は、住居表示実施時における旧住所と新住所を記録しているものであって、旧字図に示された地番を記録するものであるとは認められない。また、異議申立人及びその亡父母の氏名が記載された欄と、●●商店と記載された欄は同じ住所であり、それに対応する旧住所も同じであるとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、事実と異なると判断できる具体的な根拠に基づく指摘も無いため、本件個人情報の内容が事実でないとは認められない。
- (6) 新旧対照簿の備考欄に記載された,実施機関が訂正・修正した事跡を記録した部分を削除するよう請求していることについては,旧住所の地番が e から d に訂正・修正されていたことを新旧対照簿によって確認できる。また,異議申立人も異議申立書において削除しないことを了承していることから,削除する必要が認められない。
- (7) また、異議申立人は、電算入力一時作業用データについても訂正を請求しているが、電算入力一時作業用データの利用目的が昭和 46 年に手書きで作成された新旧対照簿を平成 11 年に新しく作成し直すためであることから、すでにその利用目的は達成されたと判断される。また、福岡市住居表示実施要綱及び福岡市住居表示維持管理要領においても、電算入力一時作業用データの保管について規定されておらず、住所変更手続きのための変更証明資料となるものでもないことから、訂正することが利用目的の達成に必要な範囲内であるとは言えない。
- (8) 以上のことから、本件個人情報については、条例第 35 条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められず、実施機関が本件個人情報について行った訂正拒否決定処分は妥当である。
- (9) なお、保有個人情報訂正拒否決定通知書の「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄において、日付の誤記やローマ数字とアラビア数字の違いがある点については、正確に記載すべきことは言うまでもなく、また、異議申立人は、その他にも種々主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分1及び本件処分2について、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

年 月 日	審議の経過
平成23年5月27日	実施機関から諮問(諮問第63号)
	実施機関から弁明意見書を受理
平成23年6月30日	(諮問第63号)
	異議申立人から反論意見書を受理
平成23年7月11日	(諮問第63号)
平成23年9月21日	実施機関から諮問(諮問第64号)
	実施機関から弁明意見書を受理
平成23年10月25日	(諮問第64号)
	異議申立人から反論意見書を受理
平成23年11月2日	(諮問第64号)
平成24年1月25日(第117回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成24年2月15日(第118回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取及び審議
平成24年3月13日(第119回不服申立て部会)	審議
平成24年4月18日(第120回不服申立て部会)	審議